（法第九条の三ただし書の主務省令で定めるやむを得ない事情）

第二十九条　法第九条の三ただし書（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるやむを得ない事情は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から、従前の認定育成就労計画に定められていた技能と同一でない技能を要する業務又は従前の認定育成就労計画に定められていた技能と同一でない育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事させることが相当でないと認める事情のないこととする。

（法第九条の三第三号ロの主務省令で定めるやむを得ない事情）

第三十条　法第九条の三第三号ロ（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一　法第八条の六第一項の認定の申請に係る外国人が次のいずれかに該当すること。

イ　当該外国人の責めに帰することができない事由により育成就労認定が取り消されたことにより入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格を有する者でなくなったこと。

ロ　在留資格の変更を受けたこと又は本邦から出国の確認を受けて出国したことにより入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格を有する者でなくなったこと（専ら法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となることを目的として本邦から出国し、又は在留資格の変更を受けた場合その他相当でない場合を除く。）。

二　前号に掲げるもののほか、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から法第八条の六第一項の認定の申請に係る外国人を育成就労の対象とすることが相当と認めるに足りる事情があること。

（育成就労に関する業務を適正に行うことができない者）

第三十一条　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により育成就労実施者としての責務を果たすに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第十条第七号及び第八号の主務省令で定めるもの）

第三十二条　法第十条第七号及び第八号（これらを法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、当該者が自己の責めに帰すべき事由により当該取消しの処分の理由となった事実を発生させたものではないと認められるものとする。

（軽微な変更）

第三十三条　法第十一条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更（育成就労実施者が当該変更があったことを証する書類を添付して別記様式第七号によりその旨を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出ている場合に限る。）とする。

一　育成就労の目標の変更

二　育成就労の期間の延長

三　前二号に掲げるもののほか、認定育成就労計画に従った育成就労の実施に実質的な影響を与える変更

2　監理型育成就労実施者が前項の規定による届出を行うときは、当該届出は、監理支援を受ける監理支援機関の指導に基づいて行わなければならない。

（育成就労計画の変更の認定申請等）

第三十四条　法第十一条第一項の規定による育成就労計画の変更の認定の申請は、別記様式第八号による申請書の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。

2　法第十一条第一項の認定の申請をする場合において、認定を受けようとする育成就労計画が監理型育成就労を行わせるものであるときは、当該申請をする者は、監理支援を受ける監理支援機関から法第十一条第二項において準用する法第八条第五項第一号に規定する指導を受けたことについて、前項の申請書に当該監理支援機関の証明を受けなければならない。

3　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、法第十一条第一項の認定をしたときは、その旨を当該認定の申請をした者に通知するものとする。

4　前項の通知は、別記様式第九号による変更認定通知書に第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

5　法第十一条第二項において準用する法第八条第四項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　第八条各号に掲げる書類のうち変更しようとする事項に係るもの

二　前条第一項第二号に掲げる変更にあっては、育成就労の終了日までに修得させる技能に係る育成就労の目標を達成することができないこと及びその理由を証する書類

（育成就労の期間の延長）

第三十五条　法第十一条第二項において読み替えて準用する法第九条第一項第三号、第九条の二第二号及び第九条の三第二号の主務省令で定める場合は、育成就労の終了日までに修得させる技能又は日本語の能力に係る育成就労の目標を達成することができない場合とする。ただし、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から育成就労の期間を延長することが相当でないと認められるときは、この限りでない。

（職員の身分証明書）

第三十六条　法第十三条第二項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、第六十五条に規定する場合を除き、別記様式第十号によるものとする。

（実施の届出）

第三十七条　法第十七条第一項の規定による届出は、別記様式第十一号によるものとする。

2　法第十七条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所

二　育成就労計画の認定番号及び認定年月日

3　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣（法第十七条第二項の規定において準用する法第八条の三第一項の規定により機構に法第十七条第一項の規定による届出の受理に係る事務を行わせる場合にあっては、機構）は、同項の規定による届出を受理したときは、別記様式第十二号により、その旨を届出者に通知するものとする。

（育成就労を行わせることが困難となった場合の届出等）

第三十八条　法第十九条第一項の規定による届出は、別記様式第十三号によるものとする。

2　法第十九条第一項及び第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　育成就労の区分

二　届出者の育成就労実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所

三　育成就労計画の認定番号及び認定年月日

四　育成就労外国人の氏名、国籍、生年月日及び性別

五　育成就労を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因

六　育成就労外国人の現状

七　育成就労の継続のための措置

（帳簿書類）

第三十九条　法第二十条第一項の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

一　育成就労外国人の管理簿

二　認定育成就労計画の履行状況に係る管理簿

三　育成就労外国人に従事させた業務及び育成就労外国人に対する指導の内容を記録した日誌

四　単独型育成就労実施者にあっては、入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

五　前各号に掲げるもののほか、育成就労実施者の行わせている育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める書類